



島根県報

平成29年8月4日（金）

第2,926号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 保安林の指定	（高齢者福祉課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（森林整備課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（中小企業課）	2
都市計画変更の図書の縦覧	（砂防課）	4
	（都市計画課）	5

【人委告示】

平成29年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の 実施		5
---	--	---

告 示**島根県告示第424号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
そうごう薬局 北堀店	松江市北堀町12-3	平成29年 7 月 19 日
そうごう薬局 安来店	安来市安来町935-4	平成29年 7 月 19 日
そうごう薬局 安来社日店	安来市安来町1278-5	平成29年 7 月 19 日

島根県告示第425号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路尻無154、158、160-1、161、163-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第426号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス大東店 島根県雲南市大東町899番 5 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年 3 月26日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,383平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

53台 (建物西側及び建物敷地の西側)

イ 駐輪場の位置及び収容台数

16台 (建物西側)

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル (建物西側)

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

13.5立方メートル (建物内北側)

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 9 時から午後10時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分から午後10時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

6 か所 (建物敷地内西側： 2 か所、建物敷地の西側駐車場東側及び西側： 4 か所)

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成29年 7 月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工振興課 (雲南市木次町里方521番地 1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称 江尾

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から33号までを順次に結んだ線及び標柱1号と33号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
江津市桜江町江尾471番 8	1号から3号まで、32号及び33号
〃 364番	4号
〃 361番 5	5号
〃 361番 4	6号
〃 321番 1	7号
〃 360番 1	8号
〃 360番 2	9号及び20号
〃 357番 4	10号
〃 355番 2	11号及び12号
〃 337番 3	13号
〃 336番 3	14号及び15号
〃 331番 1	16号
〃 328番	17号から19号まで
〃 328番地先道	21号
〃 321番 2	22号及び23号
〃 361番 3	24号
〃 321番	25号及び26号
〃 319番 3	27号
〃 319番	28号及び29号
〃 318番	30号
〃 471番 6	31号

2 (1) 区域の名称 玉造西（追加）

(2) 土地の表示

平成22年島根県告示第749号（玉造西区域に係るものに限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号と告示で指定した標柱2号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と告示で指定した標柱6号を結んだ線、告示で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線、標柱21号から標柱25号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱2号と標柱25号とを結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市玉湯町玉造1457番1	21号から25号まで

島根県告示第428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年 8 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

益田都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第6号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条の規定により、平成29年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験を次のとおり実施する。

平成29年 8 月 4 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成29年 8 月 7 日（月）から同年 9 月 15 日（金）まで

受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、9 月 15 日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、9 月 13 日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験の種類、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
経験者	行政	14名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	水産	1名	島根県の諸機関に勤務し、水産業の振興、水産技術の普及指導、水産に関する試験研究等の業務に従事
	電気	2名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の電気設備等に関する設計・施工管理、県庁舎等の電気設備の保守管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事
地区別	一般事務 (石見地区)	2名	島根県の石見地区（大田市、江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡）の諸機関に勤務し、行政事務に従事

	一般事務 (隠岐地区)	1名	島根県の隠岐地区(隠岐郡)の諸機関に勤務し、行政事務に従事
--	----------------	----	-------------------------------

- (注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。また、10月15日に別途実施予定の採用選考による試験との併願はできない。
- 2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。
- 3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢

試験の種類	試験区分	年 齢
経 験 者	行 政	昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者
	水産及び電気	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
地 区 別	全試験区分	昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者(試験区分「電気」を除く。)
- イ 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	試験日	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成29年10月15日(日) 受付時間 9:00~9:30 試験時間 10:00~14:30	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	11月8日(水)(試験区分「行政」は11月15日(水))に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。 ※試験区分「行政」の第1次試験自己PR型面接試験対象者は10月27日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに対象者の受験番号を掲示するほか、対象者に通知する。
	(試験区分「水産」及び「電気」は10:00~16:20) ※試験区分「行政」の個別面接試験日	浜 島根県立大学(浜田 田 キャンパス)講義・ 市 研究棟 (浜田市野原町)	
	平成29年11月11日(土)又は11月12日(日)のうち指定する1日 ※詳細は対象者に通知 (試験場 島根県職員会館)	東 島根イン青山 京 (港区南青山) 都	
第2次試験	平成29年11月25日(土)又は11月26日(日) ※詳細は、第1次試験合格通知により通知する。	松 島根県職員会館 江 (松江市内中原町) 市	12月中旬に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験の種目、配点及び内容

(1) 経験者

区 分	試験区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	行政	教養試験	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試

		(40点)	験
		自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
		自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出） ※面接の冒頭で、自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施 ※筆記試験結果の上位の者を対象に11月11日又は11月12日に実施
	水産及び電気	教養試験 (20点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
		専門試験 (40点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
		自己アピール論文試験 (40点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験
第2次試験	全試験区分	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
		適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

(2) 地区別

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験 (50点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	作文試験 (50点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
第2次試験	面接試験 (50点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

- (注) 1 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。
2 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定する。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「経験者請求」又は「地区別請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「経験者申込」又は「地区別申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者がその中から採用者を決定する。なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

9 給与

初任給は、経歴に応じて決定する。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

初任給の例（平成29年4月1日現在）

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
経験者	大学卒	30歳	8年	227,288円
		35歳	13年	248,407円
		37歳	15年	274,757円
地区別	高校卒	22歳	4年	168,555円
		30歳	12年	208,984円
		35歳	17年	225,176円